

川口市がん患者ウィッグ購入費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、がん患者の経済的負担の軽減、療養生活の質の向上、就労継続等の社会生活を支援するため、がん治療によって変化する外見への心理的負担を軽減するためのウィッグの購入に関し、その費用の一部を助成するために必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第2条 助成の対象は、がん治療に伴う脱毛に対応するために購入した、一時的に着用するウィッグ及びその着用に必要なネットとする。なお、購入に要した交通費及び郵送費並びに付属品（ケア用品を含む）は、助成の対象としない。

(対象者)

第3条 助成金の交付対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号の要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 申請時において、本市に住民票を有する者
- (2) がんと診断され、治療方針計画書等が交付されており治療を予定している若しくは現に受けている又は受けた者
- (3) がん治療に起因する脱毛によって、ウィッグを必要とし、それを購入した者
- (4) 前号のウィッグの購入にあたり、本市又は本市以外の地方公共団体から、その費用の助成等を受けたことがない者

(助成金の額及び回数)

第4条 助成金は、第2条に要した額又は1万5千円のうち、低額とする。ただし、令和5年3月末日までに要した額については、当該額又は1万円のうち低額とする。

2 助成は、対象者1人につき1回限りとする。

(申請の方法及び期限)

第5条 助成金の申請は、対象者又は法定代理人（以下「申請者」という。）が、川口市がん患者ウィッグ購入費助成金交付申請書及び請求書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 第3条第2号及び第3号を証明する書類として、薬物療法に関する説明書、診断書、治療方針計画書及びお薬手帳等の写し
- (2) 対象者の氏名、第2条の購入日、品名、金額の明細等が記載された領収書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請の期間は、第2条を購入した日の翌日から起算して1年以内とする。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容を審査し、助成金の交付が適当と認めるときは川口市がん患者ウィッグ購入費助成金交付決定通知書(様式第2号)により、助成金の交付が不適当と認めるときは川口市がん患者ウィッグ購入費助成金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(決定の取消)

第7条 市長は、前条で交付の決定がなされた者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、交付決定の全部又は一部を取り消し、交付した助成金の返還を求めることができる。

(1) 虚偽又は不正な手段により、交付の決定を受けた又は受けようとしたとき

(2) 川口市暴力団排除条例に基づき、助成金が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資するとき

2 前項の規定により、交付決定を取り消したときは、川口市がん患者ウィッグ購入費助成金交付決定取消通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により、交付決定を取り消した申請者に対し、交付した助成金の返還を求めるときは、川口市がん患者ウィッグ購入費助成金返還請求書(様式第5号)により通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は川口市補助金等交付規則(昭和50年5月1日規則第24号)によるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。